

報告第23号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：環境衛生センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月3日報告

小松島市長 中山俊雄

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	33,000円
相手方	大林町在住の男性
事故発生年月日	令和3年8月9日
事故発生場所	小松島市大林町字岩戸
事故の概要	

ごみ収集車両を後退させた際、目測を誤り、車両後部と相手方宅のコンクリートブロック塀が接触したもの。

令和3年10月12日 専決第8号

小松島市長 中山 俊雄